

船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳及び療育手帳制度について（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号）に規定する療育手帳等の交付の有無を問わず、心身の発達において支援を要する児童（以下「発達支援児」という。）の保育の利用の適否及び支援の必要性についての判定や受け入れを行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業及び法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。
- (2) 保育観察 集団保育における児童の様子を観察することをいう。

(判定手続き等)

第3条 市立保育所主管課長は、入所に関する手続きにおいて、保育所等での保育を行うにあたり支援が必要と思われる児童及び保護者と面談を行うものとする。

- 2 市立保育所主管課長は、前項の面談を行った児童のうち、発達支援児の判定にあたり保育観察が必要な児童に対し、保護者の同意の上、原則、利用を希望する保育所等にて3日間（児童の状況に応じて5日間）の保育観察を行うものとする。
- 3 前項に規定する保育観察は、船橋市健康保育研究協議会要綱第5条に規定する船橋市健康保育研究協議会委員（以下「委員」という。）及び第5条に規定する保育観察員（以下「観察員」という。）が行うものとする。
- 4 第2項に規定する保育観察が終了したときは、委員及び観察員は、速やかに、次に掲げる区分に応じて当該各号に規定する資料及びその他市長が必要と認める書類に基づき、児童の心身の発達状況等について報告するものとする。

- (1) 満1歳6か月未満の児童 別表第1-1及び別表第1-2

- (2) 満1歳6か月以上満3歳未満の児童 別表第2-1及び別表第2-2
 - (3) 満3歳以上の児童 別表第3-1及び別表第3-2
- 5 市長は、第2項に規定する保育観察を実施していない場合においては第1項に規定する面談内容、保育観察を実施した場合においては前項の報告結果並びに医療機関又はその他関係機関（以下「医療機関等」という。）が発行する診断書及び報告書等に基づき、判定対象の児童について保育の利用の適否及び支援の必要性の判定を行う。
- 6 市長は、前項に定める判定が困難な場合には、船橋市健康保育研究協議会（以下「協議会」という。）に保育の利用の適否及び支援の必要性について諮問するものとする。
- 7 前項の場合において市長は、協議会の協議結果に基づき、保育の利用の適否及び支援の必要性について判定を行うものとする。
- 8 市長は、第5項または前項の判定結果について、保護者に通知を行うものとする。

（保育所等での受け入れ）

第4条 保育所等は、発達支援児の受け入れを行うものとする。

- 2 保育所等は、発達支援児を受け入れる場合、その保育に必要な加配職員を配置できるものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、保育所等で提供できる合理的配慮の実施に伴う負担が過重であり、保育所等の運営に支障が生じると判断される場合はこの限りではない。
- 4 保育所等の長（以下「保育園長」という。）は、在園する発達支援児の心身の発達を促すため、保護者に対し助言を行うとともに、保護者の同意を得て、医療機関等との連携の充実を図るものとする。

（観察員）

第5条 市立保育所主管課長は、保育観察を行うために、市立保育所の保育園長及び看護師から各12人以上を観察員として指定する。

- 2 市立保育所主管課長は、前項に規定する観察員に加え、必要に応じて市立保育所主管課職員及び市立保育所職員を観察員として指定することができる。
- 3 市立保育所において指定された観察員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、観察員に欠員が生じた場合の補欠観察員の任期は、前任者の残任期

間とする。

(在園児観察)

第6条 市長は、現に保育所等を利用する児童のうち、保育を行うにあたり支援が必要と思われる児童に対し、第3条第3項から第8項までの規定の例により、支援の必要性について判定を行うことができる。

(定期報告及び再観察)

第7条 保育園長は、在園する発達支援児の状況について、定期的または必要に応じて市立保育所主管課へ報告するものとする。

2 市立保育園主管課長は、前項に規定する報告を受けた児童のうち、再度の保育観察（以下「再観察」という。）の必要があると思われる児童について、委員及び観察員に再観察を依頼し、委員及び観察員は第3条第3項から第8項までの規定の例により再観察を行うものとする。

(支援の必要性の変更)

第8条 市長は、前条第2項の再観察の報告を受け、心身の発達等により支援の必要性について変更することができる。

(保育の利用の解除)

第9条 船橋市保育の利用に関する規則（平成26年船橋市規則第119号）第9条第1項第3号に規定する保育の利用の解除の適否については、協議会で協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和6年4月1日以降入所児童の入所手続きにおいて適用する。令和5年度入所までの入所手続きにおいては、船橋市発達支援保育実施要綱に則り行うものとする。

年 月 日

船橋市長 あて

同 意 書

保護者氏名：_____

児 童 氏 名：_____

(生年月日 年 月 日)

私は、船橋市における上記児童の保育所等の入所に関する手続きにおいて、保育の利用の適否及び支援の必要性についての判定等を行うことを目的とした下記事項に同意いたします。

1. 児童が保育所等での保育観察を受けること
2. 児童の発達状況等について確認するため、市職員が保護者とともに医療機関等を訪問する場合があること
3. 船橋市健康保育研究協議会への諮問にあたり、児童の面談時及び保育観察時の情報等を提供する場合があること
4. 入所する保育所等に対し、面談時や保育観察時の情報等を提供すること

別表第1-1 (令和 年 月 日 判定会) 【氏名: 〇〇〇〇〇〇】 生年月日 〇〇年〇月〇日 判定表 1 1歳6か月未満まで

月齢	~4か月	~6か月	~8か月	~10か月	~12か月	~15か月	~18か月	備考
摂食・嚥下	一定量、一定時間内に飲める。哺乳反射が消失してくる	ミルク・母乳の摂取量が順調に増えてくる	決められた量のミルク、好きなだけ母乳を飲む。スプーンやコップですすり飲みをする	コップから1回飲みができて、離乳食の進み方に伴い、ミルク・母乳の摂取量が変化してくる	コップを持って飲めるようになる。離乳食に合わせて、ミルクを補足する	介助すればコップから連続飲みする。食事の後のミルク・母乳の摂取量が減ってくる	コップ、お椀を両手で持って連続して飲む。ミルクから牛乳に移行した	
	固形食	食べるところを見てよだれが増えてくる	スプーンが近づくと口を開ける。口唇を閉じてドロドロのものを飲み込む	口唇を閉じて顎の上下運動・舌の押しつぶしで飲み込む	舌を左右に動かして、食べ物を移動させて食べる。手つかみ食べをする	歯ぐきでかんだり、つぶす。手つかみ、指さしをする	食材により咀嚼回数や咀嚼力を変えながら食べられる(完了期食を食べている)	
運動機能	粗大	引き起こして頭部がついてくる(鎮定)。うつ伏せで肘で支えながら頭を上げる。仰向けで自分の手を見つと見つける	うつ伏せで頭を90°に保つ寝返りをする	肘這い、ピポットターン、クライダーポーズができる。ずり這いが見られる	肘這い、四ツ這いから移動の中心となっている。座位が安定する(自分座り)。座位から四ツ這いに移れる	しゃがみ姿勢から1人で立ち上がれる。歩き始める	安定した歩行・手すりを持って階段昇降をする。しゃがみ姿勢で遊ぶ	
	微細	活発に手を動かす・物に手が触れると開く	玩具に両手を添えて遊ぶ。近くの玩具を自ら掴む。顔にかけた布を取る。手のひらで物をつかむ	二つの玩具を片手ずつ持つ・持ち替えができる。小さいな物を親指、人差し指、中指でしっかりと持てる	親指と人差し指の指先でつまむ・なぐり書きをしよ。右にスライドさせる。回すなど様々な動きをする	積木を2個まで積む・型にはめる。押す・つまむ・左右にスライドさせる。回すなど様々な動きをする	積木を3個以上積む・手首をコントロールして遊ぶ	
社会性と認知	言語理解	音や言葉聞き分けて反応がある。くすぐりや語りかけなどで、声を出して笑う	あやされると笑う・音や声のする方に振り向く	「おいで」と誘うと自分から戻る。「ハイハイ」等の言葉に反応し、手を振る。自分の名前が呼ばれると反応して振り向く	「おおいで」と誘うと自分から戻る。「ハイハイ」等の言葉に反応し、手を振る。自分の名前が呼ばれると反応して振り向く	欲しいものを尋ねると欲しいものに指さしができる。模倣やイメーションができるようになる	言葉と対象が一致する・やり取りあそび(ちやうどいどうぞ)が活発になる	
	表出言語・個人	「アーア」「オーオー」等の話をするような発声がよく聞かれる(ケーン・グ)。甲高い声を上げる	強弱・高低の繰り返し。等、音節的な発声になる。聞き慣れた声を認知するようになる。声を出して笑う	「マンマン」「バババブ」等要求や意味を持った喃語を盛んに言う	賞賛に応える。「ハハハ」「マ」「マンマ(食べ物)」等意味のある初語を言う。簡単な体操等、動作模倣ができる	言葉が増える・困った時に助けを求め、三項関係の中で指さし行動ができるようになる	指差しをして欲しいものを要求する・楽しかったこと等、人に対して共感を求める。人や物に対応した意味のある言葉を話す	言葉と対象が一致する・やり取りあそび(ちやうどいどうぞ)が活発になる
対人関係	対人関係	働きかけに発声する	人を目で追う・人の顔や手をよく見つける。特定の人の顔を見つめる	見慣れた人に微笑む・人見知りをする。不快な時だけでなく困った時にも人の顔を見る	後追いをし、人の指さしを見る。禁止の言葉や動作に反応する。手差し、指さしをする	「ちやうどい」に反応し、渡す振りをする。他の人の持っているものに手を出す。要求の指差しをする	つもり遊びが盛んになり、自分の気持ちや仕草で大人に伝えようとする。「ちやうどい」の部位を聞くと人形や人の体の部位を指す	
	触覚	両手を開く・仰向けで手をしゃぶる、なめる。両手を触れ合わせる	玩具を取りに行こうとする。仰向けで下肢を持ち上げたまま手で足を触る	口をすぼめる・口唇の動きが豊かになる。何でも口に運ぶ(しがみつくとタッチメント)	大人が使う日用品に興味を示し、取りに行ったり、引っ張り出したりする	小物を容器から出そうとする。なぐり描きをする。指さしをする	絵(犬、自動車等)や自分の体の部位(目・鼻・口等)を指す。器を重ねる	
感覚と認知	視覚	すぐに追視する(自分で見つけて追視する等)。自分の手を見る	物を落とすと落ちたものを見る。玩具を見つめさせ、突然近づけると目を閉じる	隠したものを探そうとする。箱に隠されたものを見つめる	隠したものを探そうとする。箱に隠されたものを見つめる	顔が開かない・眼振がある。ぼんやりして焦点が定まらない	目を細める。目の表面や中が濁ったように見える。反応が鈍い	
	聴覚	音や声のする方に顔を向ける	声をかけると振り向く	話しかける相手の口元をじつと見る。様々な社会音に反応する	視界にない音源の方向がわかる。「マンマ」に反応する	大きな音に反応しない。補聴器等装着している	意味のある発語(発音)がない	
普段の健康状態	医療管理のもと定期通院している。常に日常生活に影響がある。病気などで度々入院することがある	医療管理のもと定期通院をしている。治療上の制約があり、病状から日常生活に影響することがある	医療管理のもと定期通院している。治療上の制約があり、病状から日常生活に影響することがある	話しかける相手の口元をじつと見る。様々な社会音に反応する	視界にない音源の方向がわかる。「マンマ」に反応する	大きな音に反応しない。補聴器等装着している	意味のある発語(発音)がない	健康である

別表第2-1 保育観察判定基準表(1歳6か月～3歳未満まで) 判定表 1

(令和 年 月 日 判定会) 【氏名

生年月日: 年 月 日

1		2		3		4		5		背景要因 (該当に○)	観察結果	備考
基本的生活習慣	食事	年齢相応に食事がとれる	一部介助すれば一人で食べられる	介助や調理の方法を工夫すれば、一人で食べられる	機能障害等があり、各種補助具の準備やそれに応じた相当部分の配慮及び介助があれば食べよとす	全面介助	機能(スキル)・摂食・内面・その他					
	着替え	年齢相応にできる	大人の促しや一部介助が必要だが、やろうとする	大人の促しや一部介助が必要である	相当部分の介助が必要である	全面介助	機能(スキル)・内面・その他					
運動機能	粗大	粗大運動が年齢相応に発達している	自立歩行できるがなめらかさに欠ける、体幹の弱さが見られ、転びやす、ぶつかりやすい	発達遅れや障害があるが、ハイハイや広い歩き、または補助具を付けて自力移動をする	お座りができる(姿勢を保持でき、日常生活動作は相当部分の介助を受けている)		機能(スキル)・内面・その他					
	微細	手指の操作が年齢相応に発達している	なめらかさに欠けるが、手指で操作ができる・細かい操作がぎこちない	発達遅れや障害があり、一部介助や補助具があれば手指で操作ができる	発達遅れや障害があり、相当部分の介助を受けて手指で操作をする		機能(スキル)・内面・その他					
社会性	言語理解指示行動	年齢相応の指示は理解し従える	大体のことを理解し従える	繰返しはたらきかければ、大体のことを理解し従える	指示の意味内容は理解できているが、繰返しはたらきかけても従うことは難しい		機能(スキル)・内面・その他					
	認識	自分の持ち物や自分のロッカー・靴箱などがわかる	声かけや誘導により、自分の持ち物や自分のロッカー・靴箱などがわかる	声かけや誘導を繰返し動きかければ、自分の持ち物や自分のロッカー・靴箱などがわかる	繰返しはたらきかけても自分の持ち物や場所がわからないときが多い		機能(スキル)・内面・その他					
身体面	対人関係	人に対して関心を示す	保護者等、特定の人がそばに居れば常時関心を示したり、関わりがもてる	保護者等、特定の人がそばにいれば、時々関心を示したり、関わりができる	保護者といれば、時々関心を示したり、関わりができる		機能(スキル)・内面・その他					
	安全	見守っていれば安全な行動がとれる	場面に応じて、度々誘導や声かけ等の注意が必要である	常に誘導や声かけ等の注意が必要である	ケガやアクシデントを回避するため、場面に応じて保護が必要である		機能(スキル)・内面・その他					
身体面	視力	見えている	見えにくい	眼鏡をかければ日常生活に支障なく見える	眼鏡をかけても見えにくい							
	聴力	聞こえている	聞こえが悪い	補聴器を使えば日常生活に支障がない程度に聞こえる	補聴器を使っても聞こえが悪い							
身体面	普段の健康状態	健康である	普段は健康であるが、感染症などの病気に罹りやすく、回復に日数を要することが多い	医療管理のもと定期通院をしているが、日常生活に支障をきたさない	医療管理のもと定期通院をしていて、治療上の制約があり、病状から日常生活に影響することがある							

◆観察でみられた『表出言語』と『遊び』の状態について、該当欄に

表出言語	年齢相応に話せる	二語文程度話せる	単語や簡単なことは話せる	単語を少し話す	オウム返しする	ひとりごとが多い	殆ど喃語である	不明なことをいう	言葉が出ない	身振り以示す	発音が不明瞭
遊び	友達をやっていることに加わろうとする	見立て遊び・つもり遊びをする	玩具を使って一人で遊ぶことができる	手遊び等、真似をする	遊びに誘っても興味を示さない						

保育観察判定基準表（3歳以上）

判定表 1

(令和 年 月 日 判定会) 【氏名

生年月日: 年 月 日

1		2		3		4		5		背景要因 (該当に○)	観察 結果	備考
基本的生活習慣	食事	年齢相応に食事がとれる	課題はあるが、一人で食べられる	一部介助すれば一人で食べられる	介助や調理の方法を工夫すれば、食べられる	全面介助	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	○		
		3歳児 排泄	小便是自立している	予告はできるが介助が必要である	時間排泄に反応するが排尿することが難しい	全面介助						
	4・5歳児	大小便とも自立している	小便是自立しているが大便是介助が必要である	予告はできるが介助が必要である	時間排泄に反応するが相当部分の介助が必要である	全面介助	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	○		
	着替え	年齢相応にできる	時間はかかるがどうにかできる	声かけや一部介助が必要である	相当部分の介助が必要である	全面介助(協力動作が全く見られない)						
運動機能	粗大	年齢相応に発達している	自分で歩行するがなめらかなさ欠ける・体幹の弱さが見られ、転びやすく、ぶつかりやすい	発達の遅れや障害があるが、ハイハイや伝い歩き、または補助具を付けて自力移動する	お座りができる(姿勢を保持できず、日常生活動作は相当部分の介助を受ける)	姿勢の保持が難しい等、発達の遅れや障害があるため、日常生活動作は全面介助を受ける	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	○		
	微細	年齢相応に発達している	なめらかなさ欠けるが、手指で操作ができる・細かい操作がぎこちない	発達の遅れや障害があり、一部介助や補助具があれば手指で操作ができる	発達の遅れや障害があり、相当部分の介助を受けて手指で操作をする	発達の遅れや障害によって操作することが難しく、全面介助を受ける						
社会性	言語理解 指示行動	動きかけに対し行動できる	動きかけに対し大体のことは理解し行動できる	毎日使う簡単なことばは理解でき、繰返し動きかければ従うことができる	簡単な指示や視覚的に示すなどすれば理解できるが、言葉の指示だけでは、繰返し動きかけても従うことが難しい	ほとんど理解できない・動きかけてもその意味・内容がわからな	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	○		
	対人関係	相手を認識して接することができ、誰とも関わりが持てる	多少の問題はあるが、相手を認識して関わりが持てる	保護者等、特定の人となら常時関わりが持てる	保護者であれば関わりが持てる	人に対して興味・関心を示さない 誰とも接するが相手を認識していない						
	安全	年齢相応に安全な行動がとれる	場面に応じて、度々誘導や声かけ等の注意が必要である	常に誘導や声かけ等の注意が必要である	ケガやアクシデントを回避するため、場面に応じて保護が必要である	ケガやアクシデントを回避するため、常に保護が必要である						
身体面	視力	見えている	見えにくい	眼鏡をかければ日常生活に支障なく見える	眼鏡をかけても見えにくい	眼鏡をかけてもほとんど見えにくい	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	機能(スキル)・ 内面・その他	○		
	聴力	聞こえている	聞こえが悪い	補聴器等を使えば日常生活に支障がない程度に聞こえる	補聴器等を使っても聞こえが悪い	補聴器等を使ってもほとんど聞こえない						
	普段の健康状態	健康である	普段は健康であるが、感染症などの病気に罹りやすく、回復に日数を要することが多い	医療管理のもと定期通院をしているが、日常生活に支障をきたさない	医療管理のもと定期通院をしている。治療上の制約があり、病状から日常生活に影響することがある	医療管理のもと定期通院をしている。治療上の制約があり、常に日常生活に影響することがある						

◆観察で見られた『表出言語』と『遊び』の状態について該当欄に

表出言語	年齢相応に話せる	二語文程度話せる	単語や簡単なことは話せる	単語を少し話す	オウム返しする	ひとりごとが多い	殆ど喃語で	不明なことを言う	言葉がでない	身振り以示す	発音が不明瞭
遊び	鬼ごっこ等ルールのある遊びに参加できる	友達をやっていることに加わろうとする	一人で遊ぶことができる	手遊び等、真似する	遊びに誘っても興味を示さない						

